様式第１号(第３の１関係)

(記号)第　　　　号

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　様

(市町村長)

　　氏　名　　　印

　　　　年度事業実施計画の承認(変更)申請について

　機構集積協力金交付事業事務取扱要領(平成27年(2015年)５月12日付け経営第269号農政部長通知)第３の１に基づき、市町村事業実施計画の承認(変更)を申請します。

　添付資料：市町村事業実施計画(農政第170号様式)

様式第２号(第３の２関係)

(記号)第　　　　号

　　　　年　　月　　日

　(市町村長)　様

総合振興局長(振興局長)

　　　　年度事業実施計画の(変更の)承認について

　　　　　年　　月　　日付けで(変更の)申請のあった市町村実施計画について、機構集積協力金交付事業事務取扱要領(平成27年(2015年)５月12日付け経営第269号農政部長通知)第３の２に基づき承認します。

(　　　部　　　課　　グループ(係))

様式第３号(第３の３関係)

(記号)第　　　　号

　　　　年　　月　　日

　農政部長　様

総合振興局長(振興局長)

　　　　年度事業実施計画の承認(変更)について(協議)

　機構集積協力金交付事業事務取扱要領(平成27年(2015年)５月12日付け経営第269号農政部長通知)第３の３に基づき、市町村実施計画の承認(変更)について次のとおり協議します。

記

　［承認の申請(変更)があった市町村名］

　　１　○○

　　２　○○

(　　　部　　　課　　グループ(係))

添付資料：市町村からの承認申請(様式第１号)・市町村事業実施計画(農政第170号様式)の写し

様式第４号(第８の１関係)

(記号)第　　　号指令

(市町村長)

　　　　　年　　月　　日申請の機構集積協力金交付事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金　　　　　円を補助します。

ただし、次の事項を守らなければなりません。

　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　印

１　この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業名 | 補　助　対　象　経　費 | | 補助金の額 | 完了期限 |
| 区　分 | 金　　額 | 金　　額 |
| 機構集積協力金交付事業 | １　地域集積協力金交付事業費 | 円 | 円 | 年　月　日 |
| ２　集約化奨励金交付事業費 | 円 | 円 |  |
| ３　機構集積協力金推進事業費 | 円 | 円 |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |

２　補助対象経費の区分の欄の１、２の経費と３の経費の相互間における流用はできません。

３　次のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。

(1) １の表の区分欄の１から３までに掲げる事業の新設又は廃止

(2) 補助金額の３割を超える減又は補助金額の増

４　補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。

５　補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長(振興局長)に報告し、その指示を受けなければなりません。

６　補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長(振興局長)に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

７　この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

８　前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

９　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。

10　補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の４月５日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局長(振興局長)に提出しなければなりません。

11　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。

12　補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。

13　当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年(2014年)２月６日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）別記様式第８号による補助金調書を作成しておかなければなりません。

14　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

(3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長(振興局長)の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

15　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

16　補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

17　第６項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

18　市町村長は、補助事業の執行に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、北海道補助金等交付規則(昭和47年(1972年)北海道規則第34号)、北海道補助金等交付規則の運用について(昭和47年(1972年)４月１日付け局総第303号副出納長通達)、農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年(2014年)２月６日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)及び交付要綱の定めによるほか、機構集積協力金交付事務取扱要領(平成27年(2015年)５月12日付け経営第269号農政部長通知)の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

様式第５－１号(第８の３関係)

(記号)第　　　　号

　　　　年　　月　　日

　(市町村長)　様

総合振興局長(振興局長)　印

補助金の交付の決定について(通知)

　　　　　年　　月　　日申請の機構集積協力金交付事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

　なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

　この補助金は、補助事業の遂行上必要と認められるときは、申請により概算払をしますので、概算払が必要な場合は、補助金等概算払申請書を提出してください。

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

注　概算払以外に通知する事項がある場合には、記以下に適宜通知事項を記載すること。

様式第５－２号(第８の４関係)

(記号)第　　　　号

　　　　年　　月　　日

　(市町村長)　様

総合振興局長(振興局長)　印

補助金の不交付の決定について(通知)

　　　　　年　　月　　日申請の機構集積協力金交付事業に係る補助金については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

　補助金を交付しない理由

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

様式第６－１号(第10の２関係)

(記号)第　　　号指令

(市町村長)

　　　　　年　　月　　日申請の機構集積協力金交付事業に係る計画の変更については、これを承認します。

ただし、次の事項を承知してください。

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　印

　この承認の内容は、　　　　年　　月　　日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

注１　この様式は、補助金の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。

　２　この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

様式第６－２号(第10の２関係)

(記号)第　　　号指令

(市町村長)

　　　　　年　　月　　日申請の機構集積協力金交付事業に係る計画の変更を承認し、　　　　年　　月　　日付け(記号)第　　　号指令の補助金「金　　　　　円」を「金　　　　　円」に変更します。

ただし、次の事項を承知してください。

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　印

１　この承認の内容は、　　　　年　　月　　日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

２　変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業名 | 変更前 | | | | 変更後 | | | |
| 補助対象経費 | | 補助金の額 | 完了  期限 | 補助対象経費 | | 補助金の額 | 完了  期限 |
| 区　分 | 金　額 | 区　分 | 金　額 |
|  |  | 円 | 円 | 年 月 日 |  | 円 | 円 | 年 月 日 |

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

注１　この様式は、補助金の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。

２　この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

３　表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

様式第７号(第11の２関係)

(記号)第　　　号指令

(市町村長)

　　　　　年　　月　　日申請に係る機構集積協力金交付事業の中止(廃止)については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　印

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

注１　中止又は廃止を承認する場合は、〔　〕書きの箇所を削除すること。

２　中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔　〕書きによることとし、記として不承認の理由を記載すること。

様式第８号(第12の１及び第15関係)

事　業　遂　行　状　況　報　告　書

(記号)第　　　　号

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　様

(市町村長)

　　　　　氏　名

　　　　　年　　月　　日付け(記号)第　　　号指令で補助金の交付の決定を受けた機構集積協力金交付事業に係る遂行状況について、次のとおり報告します。

記

１　事業実施主体名

２　事業完了予定　　　　　　年　　月　　日

３　実施状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 費　　目 | 事業費 Ａ | 執行額 Ｂ | 進捗率  Ｂ／Ａ | 支出済額 | 備考 |
|  |  | 円 | 円 | ％ | 円 |  |

注　補助事業等執行遅延(不能)報告書に添付する場合には、標題及び記以下の事項以外の部分を削除して使用すること。

様式第９号(第12の２関係)

(記号)第　　　号指令

(市町村長)

　　　　　年　　月　　日提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、機構集積協力金交付事業の執行を次のとおり指示します。

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　印

１　事業完了期限を　　　　年　　月　　日とします。

２　補助事業を完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに補助事業等実績報告書を総合振興局長(振興局長)に提出しなければなりません。会計年度が終了したときも、また同様とします。

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

様式第10－１号(第13の１、第16の４及び第21の２関係)

(記号)第　　　号達

(市町村長)

　　　　　年　　月　　日付け(記号)第　　　号指令による機構集積協力金交付事業に係る補助金の交付の決定を、次のとおり取り消します。

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　印

１　取消しの内容

２　取消しの理由

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

注　この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

様式第10－２号(第13の１、第16の４及び第21の２関係)

(記号)第　　　号達

(市町村長)

　　　　　年　　月　　日付け(記号)第　　　号指令による機構集積協力金交付事業に係る補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金「金　　　　　円」の返還を命じます。

ただし、次の事項を承知してください。

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　印

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　返還すべき補助金は、別に総合振興局長(振興局長)が発行する納入通知書により納付すること。

４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

注１　この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のある場合に使用すること。

２　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

様式第10－３号(第13の１、第16の４及び第21の２関係)

(記号)第　　　号達

(市町村長)

　　　　　年　　月　　日付け(記号)第　　　号指令の機構集積協力金交付事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金　　　　　円」を「金　　　　　円」に変更します。

ただし、次の事項を承知してください。

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　印

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業名 | 変更前 | | | | 変更後 | | | |
| 補助対象経費 | | 補助金の額 | 完了  期限 | 補助対象経費 | | 補助金の額 | 完了  期限 |
| 区　分 | 金　額 | 区　分 |  |
|  |  | 円 | 円 | 年 月 日 |  | 年 月 日 | 円 | 年 月 日 |

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

２　第２項に関し、補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。

３　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

４　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

５　表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

様式第10－４号(第13の１、第16の４及び第21の２関係)

(記号)第　　　号達

(市町村長)

　　　　　年　　月　　日付け(記号)第　　　号指令の機構集積協力金交付事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金「金　　　　　円」の返還を命じるとともに、補助金「金　　　　　円」を「金　　　　　円」に変更します。

ただし、次の事項を承知してください。

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　印

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　返還すべき補助金は、別に総合振興局長(振興局長)が発行する納入通知書により納付すること。

４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

５　変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業名 | 変更前 | | | | 変更後 | | | |
| 補助対象経費 | | 補助金の額 | 完了  期限 | 補助対象経費 | | 補助金の額 | 完了  期限 |
| 区　分 | 金　額 | 区　分 | 金　額 |
|  |  | 円 | 円 | 年 月 日 |  | 円 | 円 | 年 月 日 |

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合(ただし、額の確定後は除く。)に使用すること。

２　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

３　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

４　第５項に関し、補助事業の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。

５　表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

６　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

様式第10－５号(第13の１関係)

(記号)第　　　号達

(市町村長)

　　　　　年　　月　　日付け(記号)第　　　号指令の機構集積協力金交付事業に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件を次のとおり変更します。

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　印

１　削除事項

(1)

(2)

２　追加事項

(1)

(2)

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

注　この様式は、事情変更による交付決定の内容及びこれに付けた条件の変更を行う場合に使用すること。

様式第10－６号(第21の２関係)

(記号)第　　　号達

(市町村長)

　　　　　年　　月　　日付け(記号)第　　　号指令の機構集積協力金交付事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金「金　　　　　円」の返還を命じます。

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　印

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　返還すべき補助金は、別に総合振興局長(振興局長)が発行する納入通知書により納付すること。

４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合で、額の確定後のものに使用すること。

２　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

３　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

４　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

様式第11－１号(第14の２関係)

(記号)第　　　　号

　　　　年　　月　　日

　(市町村長)　様

総合振興局長(振興局長)　印

補助金の概算払について(通知)

　　　　　年　　月　　日申請に基づき、機構集積協力金交付事業に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

１　概算払をする時期　　　　　　　　月頃

２　概算払をする額　　　　金　　　　　円

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

注１　概算払をする時期については、月単位で表示すること。ただし、この通知後直ちに支払うものにあっては、おおよその月日を記載しても差し支えないものであること。

様式第11－２号(第14の３関係)

(記号)第　　　　号

　　　　年　　月　　日

　(市町村長)　様

総合振興局長(振興局長)　印

補助金の概算払について(通知)

　　　　　年　　月　　日申請の機構集積協力金交付事業に係る補助金については、次の理由により概算払をしないことと決定したので通知します。

記

　補助金の概算払をしない理由

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

様式第12－１号(第16の１関係)

(記号)第　　　号達

(市町村長)

　　　　　年　　月　　日付け(記号)第　　　号指令による機構集積協力金交付事業を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けられた条件その他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって遂行することを命じます。

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　印

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

様式第12－２号(第16の２関係)

(記号)第　　　号達

(市町村長)

　　　　　年　　月　　日付け(記号)第　　　号指令による機構集積協力金交付事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるので、当該事業の遂行を停止し、次のとおりその是正措置を講ずることを命じます。

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　印

１　講ずべき是正措置は、次のとおりです。

(1)

(2)

２　是正措置は、　　　　年　　月　　日までに完了させること。

３　是正措置が完了したときには、直ちに、その旨を総合振興局長(振興局長)に報告すること。

４　この命令に違反したときは、当該事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

注　講ずべき是正措置は、できる限り具体的、かつ、詳細に記載すること。

様式第12－３号(第16の３関係)

(記号)第　　　号達

(市町村長)

　　　　　年　　月　　日付け(記号)第　　　号達で命じた機構集積協力金交付事業の遂行の停止を解除します。

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　印

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

様式第13－１号(第19の１関係)

(記号)第　　　　号

　　　　年　　月　　日

　(市町村長)　様

総合振興局長(振興局長)　印

　　　補助金の額の確定について(通知)

　　　　　年　　月　　日提出の補助事業等実績報告書を審査(及び実地検査)した結果、機構集積協力金交付事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

　補助金の確定額　　金　　　　　円

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

様式第13－２号(第19の２関係)

(記号)第　　　号達

(市町村長)

　　　　　年　　月　　日付け(記号)第　　　号で通知した機構集積協力金交付事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金「金　　　　　円」の返還を命じます。

ただし、次の事項を承知してください。

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　印

１　返還すべき補助金は、別に総合振興局長(振興局長)が発行する返納通知書により納付すること。

２　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

(　　　部　　　課　　　グループ(係))

注　この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

様式第14号(第19の３関係)

補助金交付状況報告書

事 業 名　　機構集積協力金交付事業

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業  年度 | 市町村名  (補助事業者) | 総事業費  (補助対象経費) | 補助金  交　付  決定額 | 補助指令  年月日 | 補助金の  支出額 | 補助金  支　出  年月日 | 実績報告  年 月 日 | 補助金  の額の  確定額 | 確定  年月日 |
|  |  | 円  上段　計画  下段 実績 | 円  変更 | 変更 | 円  概算  概算  精算  計 |  |  | 円 |  |
|  |  | 上段　計画  下段 実績 | 変更 | 変更 | 概算  概算  精算  計 |  |  |  |  |
|  |  | 上段　計画  下段 実績 | 変更 | 変更 | 概算  概算  精算  計 |  |  |  |  |
|  |  | 上段　計画  下段 実績 | 変更 | 変更 | 概算  概算  精算  計 |  |  |  |  |

様式第15号(第22の１関係)

(記号)第　　　　号

　　　　年　　月　　日

総合振興局長(振興局長)　様

(市町村長)

　　　　　氏　名

　　　　年度機構集積協力金交付事業交付決定前着手届

　機構集積協力金交付事業事務取扱要領(平成27年(2015年)５月12日付け経営第269号農政部長通知)第22の１に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので届け出ます。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとすること。

２　交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

３　当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更(事業の内容変更)はないこと。

別添

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 |  | | 着　手  年月日 | 完了予定  年月日 |
| 事業費 | うち国費 |
|  |  |  |  |  |

　　理　由

様式第16号(第19の３関係)

(記号)第　　　　号

　　　　年　　月　　日

　農政部長　様

総合振興局長(振興局長)

　　　　年度事業完了報告について

　機構集積協力金交付事業事務取扱要領(平成27年(2015年)５月12日付け経営第269号農政部長通知)第19の３に基づき、次のとおり報告します。

記

　［完了の報告があった市町村名］

　　１　○○

　　２　○○

(　　　部　　　課　　グループ(係))

添付資料：市町村からの補助事業等実績報告書の写し